

令和4年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月31日（火曜日） 議事開始 午前9時30分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 尾山 實文

【推進委員】 なし

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議

題

- 報告第 4号 農地等の合意解約について
- 報告第 5号 農用地利用配分計画について
- 報告第 6号 2アール未満の農地転用届について
- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画について
- 議案第 8号 非農地証明願いについて
- 議案第 9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第10号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

事務局長 それではただいまから令和4年5月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

竹下会長代理 【あいさつ・・・】

竹下議長 次に委員の出席状況を報告いたします。尾山会長より公務のため本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は委員26名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と稲田委員を指名いたします。

 それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第4号から報告第6号及び議案第5号から議案第10号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 （議案朗読）

竹下議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第4号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 それでは、報告第4号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は19件でございます。

 令和4年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

 整理番号2番、および3番は、所有権移転のため解約するものです。

 整理番号4番から8番は、他の担い手へ貸付けのため解約するものです。

 整理番号9番および10番は、耕作者死亡のため解約するものです。

整理番号11番は、耕作に不便であるため、解約するものです。
整理番号12番は、他の担い手へ貸付けのため、解約するものです。
整理番号13番は、耕作者からの申出により、解約するものです。
以上、ご報告いたします。

竹下議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。
(なしと言う者あり)

竹下議長 質問がないようですので、次に報告第5号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 報告第5号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。
今月の農用地利用配分計画については、令和4年5月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計38件、161筆、175,319㎡となっております。詳細につきましては、5ページから21ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

竹下議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。
(なしと言う者あり)

竹下議長 質問がないようですので、次に報告第6号「2アール未満の農地転用届について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 報告第6号「2アール未満の農地転用届について」ご報告いたします。届出件数は1件でございます。23ページをお開きください。2アール未満の農地転用届につきましては、自己所有農地の2アール未満を農業用施設に転用する場合、許可不要となる基準に基づいて、届出がされたものであります。整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、114㎡の内114㎡を農業用倉庫用地として届出をさせていただいております。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係

は区域外、農振区分は区域内・農業用施設用地でございます。届出人は兼業農家で、平成5年頃に農機具倉庫を建築し、今回、申請地が農地のままであることが判明したため、届出書の提出をしていただいております。また届出人より顛末書の提出を頂いております。以上、ご報告いたします。

竹下議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

なしという声がありましたので、以上で報告を終わります。

次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

24ページをご覧ください。議案配布後に申請の取下げの届出がありましたので、今月の許可申請件数は、所有権移転5件、貸借5件、合計10件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

25ページになります。整理番号1番、25ページから31ページまでになりますが、ただ今、申し上げたように申請の取下げがありましたので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、整理番号2番、田1筆、832㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、竹下委員の掘起しです。

続きまして、整理番号3番について修正をお願いいたします。32ページから35ページまでになりますが、農地台帳システムの不具合によりまして、35ページの合計が、現在、田3筆の2,731㎡と記載していますが、正しくは、田7筆、13,762㎡、畑8筆、7,713㎡、計15筆、21,475㎡の贈与です。申し訳ございません。

続きまして、整理番号4番、次の36ページまでになります。田1筆、500㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号5番、田1筆、1,686㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり、前原委員の掘起しです。

続きまして、整理番号6番、田1筆、468㎡の贈与です。

こちらは、備考欄に記載のとおり、農振農用地外10a要件での取得です。

続きまして、貸借について説明いたします。37ページをご覧ください。整理番号1番、田3筆、5,250㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号2番、次の38ページまでになります。田1筆、670㎡の使用貸借です。備考欄に記載のとおり、竹下委員の掘起しです。

続きまして、整理番号3番、田1筆、2,221㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号4番、田1筆、1,001㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号5番、ここから41ページまでになります。田12筆、9,142㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転5件、貸借5件、合計10件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

竹下議長

事務局の説明が終わりました。議案第5号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番つきましては、申請人より申請の取り下げがありました。

次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。

事務局

議長。

竹下議長
事務局

事務局。
所有権移転の整理番号2番について、竹下委員の調査を代読報告いたします。

申請農地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされていません。

農地の形状は悪く、周辺一帯は田及び宅地です。日照、接道は良好ですが、用排水の状況は良好ではありません。飼料稲が作付けされています。農地は、〇〇公民館の北側300m位の所に位置しており、自作地の隣にあり、今後は一括管理できるものです。

続けて、受人について報告いたします。受人は〇〇自治会の繁殖牛の専業農家で、後継者はいません。渡人との関係は、知人です。農地の取得後は牧草栽培を行う予定です。所有農地の管理及び地域との調和については、良好であり、問題ないと判断します。皆様のご審議方お願い致します。

竹下議長

ありがとうございました。次に整理番号3番の土地の大字〇〇の分を土器委員に、それ以外の土地及び申請人「受人」の報告を田上委員にお願いします。まず、土器委員にお願いします。

土器委員

議長。

竹下議長

土器委員。

土器委員

申請農地は〇〇自治会内にありまして、基盤整備はされていません。農地の形状は良いです。申請農地周辺一帯は畑と宅地で、日照は良好、接道も良好、用排水の状況としては、排水は良いですが用水がよくないと思いました。作付けはされていません。その他として、登記簿は水田になっているのですが、現況で水田は無理ではないかと感じました。

竹下議長

ありがとうございました。次に田上委員にお願いします。

田上委員

議長。

竹下議長

田上委員。

田上委員

整理番号3号の農地13筆について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地およびその周辺の状況については、1

3筆あるため議案書に沿って報告いたします。〇〇と〇〇は〇〇から北へ400mくらいのところに位置していて、形状も良く、賃貸借の契約を結んでおられて登記済みで、日照、接道、用排水も良好でした。

続きまして〇〇は申請人の自宅の西側にあり、広さが2反5畝ほどあるのですが小さい5枚ぐらいの畑が段にあるところでした。ちょうどそこで申請人が作業されておりまして、栗が2本ほど植えられていたのですが、除草作業をされており、適切に管理されていました。

次の〇〇から次のページの〇〇は、申請人の自宅の南側に位置しており、そこも少し段々になっておりまして、家庭菜園をされておりまして、形状は良好でした。

続きまして〇〇から〇〇、〇〇は3筆横並びになっておりまして、イタリアンの作付け、耕運がされており、適切に管理されておりました。

次のページの〇〇は先ほどの3筆横並びと隣接しておりまして、そこもイタリアンが収穫された後の状態でした。その4筆とも四角形で日照、接道、用排水も良好です。

続きまして、〇〇、〇〇、〇〇、次のページの〇〇までは、7, 836㎡と2, 402㎡合計10, 238㎡の水田なのですが、10枚ぐらいの高低差がある段々の状態になっています。そこは知人に管理を依頼されておりイタリアンが植えられていますが放置の状態となりました。

受人の営農状況は、水稻と露地野菜の専業農家です。地域との調和については、譲渡人とは親子関係で以前より農地の管理等は知人に依頼していますが、畦畔や用水路の管理は受人がしているそうです。現在、〇〇の役員も一生懸命されており、今後も所有農地は大変だが頑張っで維持したいという事でしたので、大丈夫だと思います。皆様のご審議方お願いします。

竹下議長

ありがとうございました。次に整理番号4番の土地及び申請人「受

人」の報告を中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

竹下議長 中津委員。

中津委員 整理番号4号1筆について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。日照、接道、用排水は良好です。以上報告します。

続いて受人の営農状況は専業です。後継者はいて、取得後の利用は水田です。地域との調和については問題ないと判断します。皆様のご審議方をよろしくお願いします。

竹下議長 ありがとうございます。次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

竹下議長 前原委員。

前原委員 整理番号5番の農地についてご説明いたします。申請農地は〇〇区内にありまして、基盤整備は終わっております。農地の形状も四角形で大変良好です。申請農地の周辺ですが、一部に宅地が掛かっておりまして、西側の一部に林地の暴風の杉が立っている以外は良好です。日照、接道、用排水も良好でした。現在はまだイタリアンライグラスが作付けされておりました。

受人について説明いたします。受人は〇〇自治会内に住んでおられまして、稲作の専業農家であります。渡人との関係は隣人です。後継者はおられません。取得後の利用方法は田んぼとして水稻を作付けしていくとの事でした。所有農地の畦畔管理など大変良好で、地域への行事なども率先して参加されており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

竹下議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

竹下議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号6号の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、形状の良い農地です。農地の周辺は住宅と農地が混在し、北側は竹林に隣接しています。日照、接道、用排水の状況は良好です。以上報告します。

次に、受人について報告します。受人の営農状況は稲作と繁殖牛の兼業農家で〇〇もされています。後継者もおります。兼業農家ではありますが、所有農地の管理も行き届いており適切だと判断します。皆様のご審議方お願いします。

竹下議長

ご苦労様でした。次に37ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を稲田委員にお願いします。

稲田委員

議長。

竹下議長

稲田委員。

稲田委員

貸借の1号についてご説明いたします。申請地は2か所ありまして、〇〇の2筆は1枚の水田となっております。東側は宅地で西側が農道南と北は水田となっております。〇〇の水田は1枚で広いですが東側に宅地と一段高い水田があるために形状が不整形となっておりますが、面積が広いという事で、宅地に接した部分がやや使いづらい水田です。2カ所とも基盤整備はされており、接道、日照、用排水は良好な水田です。

受人の営農状況は稲作主体の専業農家で、息子さんが会社員ですが跡を継ぐ予定だそうです。所有農地の管理は行き届いていないところがありますけど、今後問題の起こらないように努力するとの事でありました。以上報告いたします。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

竹下議長

ご苦労様でした。次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。

事務局

議長。

竹下議長
事務局

事務局。

貸借整理番号2番について、竹下委員の調査を代読いたします。

申請農地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされていません。農地の形状は悪く、周囲一帯は田、山林及び宅地です。日照はあまり良くないですが、接道及び用排水の状況は良好です。作付け状況は、ここ2、3年間遊休化していたようですが、現在は耕起され、水稻が作付けされています。農地は、〇〇地区にあり、〇〇の北側に位置しています。

続けて、受人について報告いたします。受人は、稲作及び露地野菜の専業農家で、後継者はいません。渡人との関係は、知人からの紹介で知り合ったものです。取得後は田として利用するものです。所有農地の管理及び地域との調和については良好であり問題ないと判断します。また、受け人は今年3月に〇〇からえびの市へ移住し、稲作を主体とする〇〇歳の〇〇就農者です。以上、皆様のご審議方お願い致します。

竹下議長

ありがとうございました。次に貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。

増田委員

議長。

竹下議長

増田委員。

増田委員

整理番号3号について申請人受人、申請農地の両方について報告します。申請農地およびその周辺の状況について、申請地は基盤整備済みで周辺一帯も基盤整備済みの水田地帯です。

受人の営農状況について、稲作主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。皆さんの審議をよろしくお願いします。

竹下議長

ありがとうございました。次に貸借整理番号4番と5番の土地の報告を、山口委員に、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。まず、山口委員にお願いします。

山口委員

議長。

竹下議長

山口委員。

山口委員

整理番号4号、5号、計13筆の農地について報告をいたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備が行われた水田で、現在も水田として利用されています。順を追って説明いたします。

まず4号。この農地は〇〇の〇〇から東の方に500m進み突き当たります。そこから左に曲がり、〇〇から5番目の農地であります。

次に5号について報告いたします。同じく〇〇から東の方に200m行きますと住宅が切れます。その住宅の切れたところから3番目に北側に行ったところにある農地であります。同じく100m進みますと北側の道路側に1枚あります。〇〇番ですね。それから〇〇と〇〇、これが飛び地となっております。これは南の方に50m行ったところにあります。この持ち主についてはここだけが飛び地であります。

次に、〇〇、〇〇。これは〇〇がありますがその東の道路沿いにあります。

次に〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。これは4筆並んでおりますが、畦が壊されて1枚になっております。〇〇の東にあります。

次に〇〇。これは1枚東側の中にあります。

接道、取排水、日照はいずれも良好であります。周辺は水田地帯であります。以上報告を終わります。

竹下議長

ありがとうございました。次に増田委員にお願いします。

増田委員

議長。

竹下議長

増田委員。

増田委員

申請人受人の調査について報告いたします。整理番号4号、5号は関連がありますので同時に報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。地域との調和について、受人は専業農家で所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。審議をよろしくお願いたします。

竹下議長

ご苦労様でした。各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計10件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

竹下議長 ただいま、各委員及び事務局より判断根拠の説明がありました。

これより議案第5号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

竹下議長 質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第6号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 議案第6号、空き家に附属した農地の指定についてご説明いたします。42ページをご覧ください。

今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所氏名は省略し、内容については概略ご説明致します。43ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、計2,651㎡です。空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、現在、遊休化しております。空き家に附属した農地の指定については、以上となります。

竹下議長 事務局の説明が終わりました。議案第6号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。田中委員をお願いします。

田中委員 議長。

竹下議長 田中委員。

田中委員 議案第6号、空き家に附属した農地の指定につきまして報告いたします。申請地は〇〇の〇〇のそばにあり、田んぼは市道に接して4枚連なって細長く続いています。これまで遊休化という事で毎年調査していた所であります。また、3件の空き家があり、1件は住める状態なんですけど、2年前にそこのご主人さんが亡くなって、今は息子さんがそこを管理している状況で、息子さんは〇〇にいらっしゃいます。調査に行ったときに、近所の方がそこは売れたのではないかと行ってました。農地のほうも何か作っていく話でありました。以上、報告を終わります。皆さんご審議のほどよろしくをお願いします。

竹下議長 田中委員ご苦労様でした。委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 今回の指定申出の内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで、事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

竹下議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第6号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。
(なしと言う者あり)

竹下議長

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。10時30分に再開します。

(約15分休憩)

竹下議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第7号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

議案第7号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は所有権移転4件、利用権設定37件、合計41件となっております。

利用権設定のうち、農地中間管理事業は16件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。45ページをご覧ください。

整理番号1番、45ページから46ページです。田5筆、8,242㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり、前原委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、475㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、1,017㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

47ページになります。

整理番号4番、田1筆、36㎡の売買です。価格は隣接する山林77㎡を含め、総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

48ページです。整理番号1番、田3筆、2,989㎡の賃貸借です。

49ページです。整理番号2番、田1筆、975㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1,002㎡の賃貸借です。

整理番号4番、49ページから50ページになります。田1筆、369㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、449㎡の賃貸借です。

整理番号6番、50ページから51ページです。田3筆、1,168㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田2筆、1,534㎡の賃貸借です。

52ページです。整理番号8番、田2筆、1,285㎡の賃貸借です。

整理番号9番、52ページから53ページになります。田3筆、2,035㎡の賃貸借です。

整理番号10番、53ページから56ページになります。田10筆、6,658㎡の賃貸借です。

整理番号11番、56ページから59ページになります。田5筆、畑5筆、計10筆、5,493㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田3筆、3,026㎡の賃貸借です。

60ページです。整理番号13番、田1筆、2,285㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、775㎡の賃貸借です。

整理番号15番、60ページから61ページです。田1筆、479㎡の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、1, 160㎡の賃貸借です。

整理番号17番、田1筆、1, 576㎡の賃貸借です。

62ページです。整理番号18番、田1筆、2, 700㎡の賃貸借です。

整理番号19番、田2筆、2, 256㎡の賃貸借です。

整理番号20番、63ページから64ページになります。田5筆、11, 848㎡の賃貸借です。

整理番号21番、64ページから66ページです。田9筆、4, 971㎡の使用貸借です。

整理番号22番から36番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

67ページです。整理番号22番、田2筆、970㎡の使用貸借です。

整理番号23番、田1筆、2, 016㎡の賃貸借です。

68ページです。整理番号24番、田1筆、1, 592㎡の賃貸借です。

整理番号25番、68ページから69ページです。田3筆、3, 991㎡の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、1, 636㎡の賃貸借です。

整理番号27番、69ページから70ページです。田2筆、1, 691.66㎡の賃貸借です。

整理番号28番、畑1筆、3, 400㎡賃貸借です。

整理番号29番、70ページから71ページです。畑3筆、4, 667㎡の賃貸借です。

整理番号30番、田2筆、4, 010㎡の賃貸借です。

整理番号31番、田2筆、3, 233㎡の賃貸借です。

73ページです。整理番号32番、田2筆、3, 085㎡の賃貸借です。

整理番号33番、73ページから75ページです。田6筆、6,091㎡の賃貸借です。

整理番号34番、75ページから77ページです。田4筆、畑3筆、計7筆、8,083㎡の使用貸借です。

整理番号35番、田2筆、2,779㎡の使用貸借です。

78ページです。整理番号36番、田1筆、1,207㎡の賃貸借です。

整理番号37番、78ページから80ページになります。田1筆、畑6筆、計7筆10,305㎡の使用貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり利用権設定等を受ける者が農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

竹下議長

ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第7号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員

議長。

竹下議長

増田委員。

増田委員

78ページ備考欄に所有者不明農地とありますがこれについて教えてください。

竹下議長

そのまま休憩いたします。

竹下議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局お願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

備考欄に所有者不明農地と記載のあることについて説明いたします。これは譲渡人のかたが亡くなっていらして相続人が不明の場合、農地法と基盤法でそれぞれあるのですが、6か月間公示して誰も申出がなかった場合には、一旦公社が借り受けることができるという特例があり、それに該当するものです。これは6か月間の公示が終わって借り

る人も決まっている案件になります。

竹下議長 増田委員いかがですか。

増田委員 公告は何か月間ですか。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 6か月間です。

竹下議長 他に質疑はありませんか。

谷口委員 議長。

竹下議長 谷口委員。

谷口委員 先程の質問に関連して、所有者がいないという事ですが、何年間占有すればその者の所有になるのですか。例えば8年以上とか、そういう規定がありますか。分かっている範囲で結構です。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 占有では所有権はなおりませんので、貸し借りはできても現状のままでは所有権の移転はできません。

竹下議長 今の回答でよろしいですか。

谷口委員 わかりました。

竹下議長 他に質疑はございませんか。

(なしと言う者あり)

竹下議長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第7号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第8号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第8号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。証明願い件数は3件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。82ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,123㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、859㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、整理番号3番、82ページから83ページになります。場所が大字〇〇、田1筆、畑2筆、計3筆、9,056㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

竹下議長

事務局の説明が終わりました。議案第8号については、5月30日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

竹下議長

栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、5月30日に、委員10名、事務局2名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、非農地証明願い3件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

まず整理番号1番につきましては、市の公用車では道が細すぎて行けなかったため、現地調査が出来ませんでしたので、事務局が用意した、航空写真や現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番につきましてご説明いたします。申請地の登記地

目は雑種地であり、農家台帳の現況地目は畑となりますが、現況は原野となっております。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号3番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。申請地は地籍調査がまだ入っていない地区であり、土地所有者も明確に境界が分かっていないようでありましたが、業者により一部伐採工事が行われておりました。第2小委員会として事務局を通して業者に対し、指導するよう伝えましたので、ご報告しておきます。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重審議しました結果、非農地証明願い3件については、全会一致で非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。以上です。

竹下議長 第2小委員会のみなさんご苦勞様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第8号につきましては、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

竹下議長 ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

竹下議長

質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。

議案第8号に対する第2小委員長の判断は、承認相当であります。

また、事務局の判断も承認相当であります。お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よって、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第9号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と 議案第10号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

議案第9号につきまして、ご説明いたします。84ページをご覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農業委員会等に関する法律第37条に農業委員会の運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないと規定されています。また、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に、翌年度の6月30日までに公表しなければならないと規定されていますので事務の点検・評価を農業委員会内で作成したものについて、委員の皆様にご意見を頂くものでございます。中身につきまして、順にご説明いたします。

85ページをご覧ください。まず、令和3年3月31日現在での農業委員会の状況を記載しております。

86ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化に

ついて、目標及び実績を記載しています。2の令和3年度の目標及び実績につきまして、令和3年度の目標2, 284.3haに対しまして年度末時点での担い手への集積面積が2,403.7haでございました。達成状況は105.22%となっております。非担い手から担い手への新規集積面積は199.1haとなっております。3の活動計画及び活動実績、4の目標及び活動に対する評価は記載のとおりとさせていただきますと考えております。

87ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の項目でございます。1の※に新規参入の定義がございますが、この新規参入には「空き家に附属する農地」を取得したものも含むようになっております。2の令和3年度の実績は6名、面積が0.98haでした。3の活動計画及び活動実績、4の目標及び活動に対する評価は記載のとおりとさせていただきますと考えております。

88ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する項目でございます。2の解消実績につきましては、令和3年度の利用状況調査で農地に再生した遊休農地の面積は6.1haとなっております。今年も8月以降、利用状況調査を実施する予定としておりますのでよろしくお願いたします。3の活動計画及び活動実績、4の目標及び活動に対する評価は記載のとおりとさせていただきますと考えております。

89ページをご覧ください。違反転用への適正な対応につきましては、毎月実施していただいている農地パトロールや利用状況調査、転用相談で解消指導等を行っているところです。3の活動計画及び活動実績、活動に対する評価は記載のとおりとさせていただきますと考えております。

90ページをご覧ください。事務に関する点検ということで、1の農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年度は180件となっております。委員の皆様それぞれの案件を個別で現地調査をお願いして、その結果を報告いただき、それに基づきまして、総会でご審議いただきまし

て、結果については、議事録で公表している状況です。2の農地転用に関する事務につきましては、昨年度62件ありました。小委員会で現地調査、総会での審議を経てご意見を頂いて、県知事に意見書を進達するまでの状況です。

91ページをご覧ください。3の農地所有適格法人からの報告ということで、農業所有適格法人は農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、決算後3ヶ月以内に法令で定められた項目について農業委員会に報告するよう義務付けられています。昨年度末時点では1法人が未提出の状況です。担当が電話でなるべく早く提出するよう督促、指導しているところです。4の情報の提供については、これは農地法第52条に規定されています。賃貸料情報についてもホームページや農業委員会だよりなどで公開しております。農地の権利移動等についても毎月の総会で審議頂いた分を取りまとめています。各種統計調査あるいは農地の集積等のデータとして活用しています。農地基本台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、農地法第52条の2に規定されていますが、農林水産省の農地情報公開システムで公表しております。データの更新については、毎月の権利移動あるいは固定資産台帳等の変更に伴う更新を随時行って、できるだけ新しい情報を保つように努力しているところでございます。

以上のような点検・評価書を作成し、委員の皆様からご意見等いただいたのち、公表して、国への提出となります。

点検・評価は以上でございます。

続きまして、93ページをご覧ください。

議案第10号、令和4年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。こちらも議案第9号と同様に委員の皆様よりご意見を頂くものでございます。

94ページをご覧ください。農業委員会の状況について、令和4年4月1日現在の状況を記載しています。

95ページをご覧ください。1(1)②の目標につきましては、昨年10月に改訂した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて、今年度末の集積面積、集積率を設定しています。1(2)②アの既存遊休農地の解消目標面積につきましては※にあるように3年度緑区分28.9haの5分の1の5.8haとしています。

96ページをご覧ください。1(3)の新規参入の促進については、昨年度まで経営体数とその面積を目標設定していましたが、今年度から、「新規参入者へ貸し付けても良いと同意を得た面積」について設定する事となりました。ここでいう同意とは書面を取ることまでは求められていないとの事です。ですので、ここでの目標12.2haは実際に新規参入者へ貸し付ける農地面積ではなく、貸し付けても良いと同意を得た農地面積になります。

2の最適化活動の活動目標についてです。こちらは今年度から新たに設けられた項目になります。活動日数の目標を1ヶ月あたり8日とさせていただきます。国からは1か月あたり10日以上が望ましいとの認識が示されていますが、1週間当たり2日の割合で最適化活動をお願いしたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今までの活動内容を変わず続けていただくことで結構です。1日の活動時間に制限はありません。1時間以下の活動でも1日と計算してかまいません。外出時に、担当地区の農地を目視で確認することも農地見回り活動としていただいても結構です。農家の方と会話した細かい事でも活動として記録して頂けたらと思います。今までの普段の活動を幅広くとらえていただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

竹下議長

説明が終わりました。これより議案第9号及び第10号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

福迫委員

議長。

竹下議長

福迫委員。

福迫委員 85、94ページ。85ページを見ていただきたいのですが、一番下の中立委員について説明をお願いします。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 選考会議の中で農家ではない方を委員として入れなければならないこととなっています。田上さんは農業をやっておられますけども、〇〇業もやっておられるという事で、中立委員として選考させていただいているところです。

こちらの表は1人の委員で項目が重複しても差し支えないので、合計が必ずしも10にならないこともあります。

竹下議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長。

竹下議長 増田委員。

増田委員 94ページ、基本構想水準到達者について説明してください。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 基本構想水準到達者につきまして、94ページにありますように農業委員会調べとなっております。この数値については畜産農政課の担い手対策係よりいただいています。認定農業者に準ずると言いますか、認定農業者に近いという区分での経営体数となっております。以上です。

増田委員 具体的な範囲が分からないのですが。

事務局 基本構想水準到達者の定義につきましては、確認させていただいてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

竹下議長 他に質疑はありませんか。

前原議員 議長。

竹下議長 前原委員。

前原委員 96ページ、最適化活動の一人当たりの活動日数が一月当たり8日と

書かれています。1、2時間の活動でも1日としてよろしいのでしょうか。

事務局 議長。

竹下議長 事務局。

事務局 委員おっしゃる通り、1時間でも2時間でも1日とカウントして頂いて構いません。事務局としては1時間以下であったとしても、農家の方とお会いして農地、農業に関するお話をしたとか、お出かけされた時に担当地区の農地の状況、変化等あったとかなかったとかそのような確認をしていただいた時も5分10分でも結構です。実績として記録、カウントして差し支えないという事でございます。よろしく願いいたします。

補足します。先ほど申し上げた通り5分10分でも結構です。農地パトロールとして担当地区の農地を確認したとして結構ですし、何かの集まりの時に、農家から農地の相談を受けたとかでも結構です。それらを全て書いてください。よろしく願いいたします。

竹下議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

竹下議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第9号及び第10号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。ありがとうございました。

終了時間 午前11時19分